

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

・北朝鮮人権侵害問題啓発週間とは

平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

拉致問題を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。解決のためには、この問題について、関心と認識を深めていくことが大切です。



・北朝鮮による日本人拉致問題について

ポスター「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

1970年代から80年代にかけて、北朝鮮により多くの日本人が拉致されました。現在、帰国した5名を含む17名が政府によって拉致被害者として認定されています。

また、この他にも、日本国内における日本人以外（朝鮮籍）の拉致容疑事案や、いわゆる特定失踪者等の北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案があります。

平成14（2002）年9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮は日本人を拉致していたことを認め、謝罪しました。その後、5名の被害者は帰国しましたが、残りの拉致被害者については、いまだ納得のいく説明がありません。

拉致問題は、我が国の主権や国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、日本政府は、北朝鮮側から納得のいく説明や証拠の提示がない以上、安否不明の拉致被害者が全て生存しているとの前提に立って、被害者の即時帰国と納得のいく説明を行うよう強く求めています。

政府は、国の責任において、拉致問題の解決に取り組み、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くします。

政府主催国際シンポジウム
～拉致問題を含む北朝鮮人権状況改善に向けた
北朝鮮の具体的な行動を引き出すための国際連携のあり方～

日時：平成30年12月15日(土)14:00～16:45（13:00開場）

場所：イイノホール

東京都千代田内幸町2-1-1 飯野ビルディング4F

主催：政府拉致問題対策本部、法務省

後援：外務省、文部科学省

※詳細は、政府拉致問題対策本部ホームページをご覧ください。

五城目警察署